

様式 4 の 7 (随意契約)

抽出事案 [プロポーザル] 説明書

発注機関名 : 教育庁管理部管理課

業務名	京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務	
業務概要	<p>【業務の目的】 本事業は老朽化改善及び近年生徒数の増加に対応するため、向日が丘支援学校の改築を行うための、基本・実施設計業務を行う。</p> <p>【業務内容】 以下の学校規模の特別支援学校の改築に伴う基本・実施設計業務、ボーリング調査等を行う</p> <p>○学校規模</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒数：約200人 教員数：約150人 障害種別：知的障害、肢体不自由 校舎規模：RC造等、延床面積約17,000m² 体育館：RC造等、延床面積約1,000m² (基準法上の延床面積ではない) 	
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	特別支援学校の改築にあたっては、大規模建築物の改築であることや、基本構想に記載されている特別支援教育の特殊性から、複雑かつ質の高い建築設計が求められ、設計者や設計組織のもつ想像力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウが必要となる。そのため、価格のみにより決定される競争入札では基本構想の目的を達成することができないことから、公募型プロポーザル方式により、総合的に判断し、決定する必要があるため。	
参加資格要件及びその理由	① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。 ② 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が5名以上所属していること。 ③ 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加するものと直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10年以上の実務経験があること。 ④ 平成17年度以降に完工した、延べ床面積3,000m ² を超える新築、改築又は増築に係る基本又は実施設計業務の元請けとしての実績を有する者であること。	
参加申請者数	10者	
選定経過	公募期間 令和2年4月14日～令和2年5月29日 申請受付 令和2年4月14日～令和2年4月30日 外部有識者意見聴取 令和2年6月11日 選定結果の通知 令和2年6月18日 契約日 令和2年7月7日 見積限度額 256,446,300円（税込） 契約金額 192,280,000円（税込） 契約期間 令和2年7月7日～令和4年2月15日	
選定業者名	株式会社内藤建築事務所	
選定理由	特別支援学校の特性・現状を十分理解しており、設計にあたって必要とされる知識を有している。 また、共生型社会福祉施設等との連携、施設計画について、技術者の提案能力も高く評価された。	

京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務に係る 公募型プロポーザル方式募集要領

1 事業の趣旨・目的

京都府立向日が丘支援学校は、京都府立で初めての肢体不自由養護学校として、長岡京市に昭和42年に開校し、50年以上にわたり乙訓地域を対象に知的障害と肢体不自由の障害に対応する専門性の高い教育活動を行ってきた。本校は、「命を守る教育」を先駆的に取り組み、現在の京都府における特別支援教育の礎を築いてきた歴史ある学校である。

しかし、50年が経過し校舎の老朽化が著しく、教育活動に支障がでていることや、近年の生徒数の増加に伴う教室や設備面の不足、乙訓地域の小中学校や福祉サービスとの連携体制の構築等の諸課題に対応できる学校づくりを行うため、校舎改築を行うものである。

本事業は、向日が丘支援学校における教育実践の充実・発展、新学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実践や、教育と福祉の連携による支援の重要性等を踏まえた学校の目指すべき姿を示し、改築の基本理念と方向性をまとめた「向日が丘支援学校改築基本構想」に基づき校舎、体育館及びグラウンド等の改築に係る基本・実施設計業務を行うものである。

本プロポーザルの目的は、施設整備に豊かな発想力と技術力をもって取り組み、基本・実施設計の業務を遂行できる設計者を選定することを目的としている。

2 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 業務名 | 京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「建築設計業務委託特記仕様書」、「設計概要」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和4年2月15日まで |
| (4) 委託上限額 | 256,446,300円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格

- 技術提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
 - (4) 技術提案募集に係る公告の日から委託候補者特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。
- (8) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が 5 名以上所属していること。
- (9) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接的かつ 3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10 年以上の実務経験があること。
- (10) 平成 17 年度以降に完工した、延床面積が 3,000 m²を超える建築物の新築、改築又は増築に係る基本又は実施設計業務の元請けとしての実績を有すること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府教育庁管理部管理課（京都府庁旧本館 2 階）
電話 075-414-5772 FAX 075-432-5985
メールアドレス kyo-kanri@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和 2 年 4 月 14 日（火）～令和 2 年 5 月 29 日（金）
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府教育委員会ホームページ「入札情報」(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) からダウンロードできる。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限：令和 2 年 4 月 30 日（木）正午まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」参照

オ 参加表明書に関する質疑・回答

（ア）受付期間：令和 2 年 4 月 14 日（火）～令和 2 年 4 月 23 日（木）正午まで

（イ）質疑方法：質疑書（様式 2）に必要事項を記入の上、持参のほか、郵送、FAX 又は電子メールにより上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：令和2年4月27日（月）

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府教育委員会ホームページ「入札情報」
(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) に提示し、個別には回答しない。

(4) 技術提案書の提出要請

上記(3)エの提出書類をもとに、別紙「京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル方式評価基準」（以下、「評価基準」という。）に基づき、京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル方式選定会議（以下、「選定会議」という。）において、技術提案書の提出を求める者として評価点上位の5者程度を選定し、技術提案書提出要請書を送付する。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限：令和2年5月29日（金）正午まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」参照

オ 技術提案書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間：技術提案書提出要請後から令和2年5月14日（木）正午まで

(イ) 質疑方法：質疑書（様式2）に必要事項を記入の上、持参のほか、郵送、FAX又は電子メールにより上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：令和2年5月18日（月）

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府教育委員会ホームページ「入札情報」

(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) に提示し、個別には回答しない。

5 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、日時、場所については、技術提案書提出要請とあわせて通知する。

(3) 評価方法

参加表明書、技術提案書について、評価基準に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

本件に係る外部有識者は次のとおり。

【外部有識者】（五十音順、敬称略）

相澤 雅文 京都教育大学教授

澤田 均 佛教学特別任用教員（教授）

鈴木 健二 京都府立大学准教授

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で、参加表明書及び技術提案書の総合点が最も高い者を、選定会議において契約の相手方の候補者として選定する。
イ 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
イ 本募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
ウ 委託業務参考見積価格の金額が 2 (4) の委託上限額を超える場合
エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

技術提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、技術提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。候補者選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府教育委員会ホームページ公募型プロポーザル選定結果等において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

なお、技術提案書の提出を求める者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者うち、委託候補者として特定されなかった者が、本通知日の翌日から起算して 5 日以内に、書面（様式任意）により 4 (1) の担当部署に対して、非選定理由に係る説明を請求することができる。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。

ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いのほか、保証会社の保証を条件として業務着手後に各会計年度の履行高予定額の 3 割以内の額を前払い金として請求できる。

- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 基本設計完了時に、部分引き渡しに係る支払いを請求することができる。

8 留意事項

(1) 参加及び辞退に係る取扱い

- ア 参加表明書及び技術提案書については、1者につき1提案に限る。
- イ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付して書面により届け出るものとする。(様式任意)

(2) 提出された書類に係る取扱い

- ア 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、公表等の使用については、提案者は承諾するものとする。
- オ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- カ 提出した書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- キ 書類を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(3) その他

- ア 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ウ 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。
- エ 本業務及び本業務に直接関係する他の設計業務等の受託者及びその関連企業(会社法(平成17年法律)第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社と同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員をかねている者)は、今後発注する予定の京都府立向日が丘支援学校改築工事の受注者となることはできない。
- オ 新型コロナウィルス感染症への対応に伴い、3の(5)の技術提案書の提出期限等については、日時等の変更を行う場合がある。変更を行う場合は、技術提案書の提出を求める者に対して、3の(1)の担当部署から通知を行う。

建築設計業務委託特記仕様書

京都府教育庁管理部管理課

I 業務概要

1. 業務名称 京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務
2. 計画施設概要
- (1) 施設名称 京都府立向日が丘支援学校
- (2) 敷地の場所 京都府長岡京市井ノ内朝日寺 地内
- (3) 施設の用途 特別支援学校
(平成21年国土交通省告示15号 別添二第7号第1類とする。)
3. 設計与条件
- (1) 敷地の条件
- a 敷地の面積 別添「施設概要」のとおり
- b 用途地域及び地区の指定 別添「施設概要」のとおり
- (2) 施設の条件
- a 施設の延面積 別添「施設概要」のとおり
- b 主要構造 別添「施設概要」のとおり
- c 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月28日改正）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。（○印を適用する。）
- | | | | | |
|------------|---|----|-----|--------------|
| 1) 構造体 | I | II | III | 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A | B | 類 | 別添「施設概要」のとおり |
| 3) 建築設備 | 甲 | 乙 | 類 | |
- (3) 建設の条件
- a 工事費 技術提案書提出要請書による
- b 工事工期 令和6年度～約24ヶ月
- (4) その他の与条件 別添「設計概要」のとおり
- (5) 基本設計図書の最終提出期限 令和3年3月1日
- (6) 業務委託工期 令和4年2月15日まで

【電子納品対象業務】

電子納品の対象範囲については、「II業務仕様4. 提出成果物等」のとおりです。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成21年4月改定版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。

2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたもの）を適用する。）

(1) 一般業務

(a) 基本設計

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
☑	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
☑	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
□		

(b) 実施設計

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
☑	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
☑	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
□		

(2) 追加業務

基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
☑	積算業務 ☑建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） ☑電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） ☑機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	
☑	透視図作成 外観（3）枚 大きさ（A3版）額の有無（無） 内観（5）枚 大きさ（A3版）額の有無（無） 鳥瞰（2）枚 大きさ（A3版）額の有無（有）	
□	透視図の写真作成（　）カット 枚数各（　）枚 大きさ（　） 電子データ（　）	
□	模型製作 縮尺（　） 主要材料（　） ケースの有無（　）	

委託	業務内容	特記事項
<input type="checkbox"/>	模型の写真製作 () カット 枚数各 () 枚 大きさ () 電子データ ()	
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市町村 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 関西電力 <input checked="" type="checkbox"/> 大阪ガス <input checked="" type="checkbox"/> NTT <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道局 <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	<input checked="" type="checkbox"/> の官公署と打合せを行うこと。 なお、 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外にも必要があれば行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令に基づく各種手続き業務 (標識看板の作成、設置報告等の届け出)	
<input type="checkbox"/>	防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務	
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
<input type="checkbox"/>	日影図の作成(既存建築物)	
<input type="checkbox"/>	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準によって行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- (c) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
なお、数量算出時及び数量調査作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いてチェックを行うこと。
- (d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。
- (e) 2,000m³を超える建築物の建築設備については建築士法第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。
建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、②建築設備士の氏名及び登録番号（規則第17条の35の登録を受けている場合）を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。
※以下の基準類は、最新版を使用すること。

建築工事設計図書作成基準
建築設備工事設計図書作成基準
建築設計基準
建築構造設計基準
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
官庁施設の総合耐震診断・改修基準

木造計画・設計基準
建築設備計画基準
建築設備設計基準
建築設備設計計算書の手引
建築設備耐震設計・施工指針
昇降機耐震設計・施工指針
雨水利用・排水利用設備計画基準
構内舗装・排水設計基準
学校環境衛生基準
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）
公共建築木造工事標準仕様書
建築物解体工事共通仕様書
敷地調査共通仕様書
建築工事標準詳細図
電気設備工事標準図 / 機械設備工事標準図
建築工事監理指針
建築改修工事監理指針
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針
公共建築工事積算基準
公共建築数量積算基準
公共建築設備数量積算基準
公共建築工事標準単価積算基準
公共建築工事積算基準等関連資料
公共建築工事共通費積算基準
京都府建設交通部営繕課 営繕工事 積算一般事項
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料
京都府建設交通部営繕課 電気/機械設備工事積算参考資料
営繕工事積算チェックマニュアル
官庁施設の基本的性能基準
官庁施設の環境保全性基準
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
学校施設整備指針
府立学校校舎施設整備基準
公共建築工事内訳書標準書式
公共建築工事見積標準書式
学校施設における天井等落下防止対策のための手引

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理技術者通知書
- ④管理技術者経歴書
- ⑤管理・主任技術者実績

上記の④及び⑤には次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成17年度以降の同種又は類似業務の実績、平成17年4月以降に担当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成17年度以降の同種又は類似業務の実績、平成17年度以降に担

- 当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成17年度以降の同種又は類似業務の実績
 - (d) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・平成17年4月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
 - (e) プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合の業務履行
プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合、技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。
なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- 注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。
- 注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督職員の確認を受けること。
- 注3) 業務を再委託する場合は、設委様式－3「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- 注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。
- 注5) 協力事務所に所属する建築士については、受託者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。
- 注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。
- 注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めないので注意すること。
- 注8) 「平成17年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
 - ① 平成17年4月以降に完成した施設の設計業務実績
 - ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - ③ 次を満たす施設の設計業務実績
 - (ア) 同種業務の実績における対象施設は、学校施設とする。
 - (イ) 類似業務の実績における対象施設は、公共施設とする。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士で資格取得後10年以上及び直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係を有している者

建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

(5) 貸与資料等

貸与する資料等 適用基準等のうち、貸与とされているもの
本仕様書文中で、貸与としているもの
本施設の図面(必要な部分のコピー)
本施設の最新の計画通知書
既存施設の図面

測量成果品、既存ボーリング柱状図

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。
 貸与場所（教育庁管理部管理課） 貸与時期（業務開始日以降）
 返却場所（教育庁管理部管理課） 返却時期（業務完成時）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- (c) その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分*の範囲（基本設計に係る範囲）
指定部分の履行期限（令和3年3月1日）
※ 建築設計業務等委託契約書第36条の規定による。
- (b) 成果物の提出場所（教育庁管理部管理課）
- (c) 成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータについては、本施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (d) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - ① 写真は、本府が行う事務並びに本府が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させる、複写させる、又は譲渡すること。
- (e) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について
別表1による。
- (f) 改修・解体工事実施設計業務における図面目録について
別表2による。

4. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の□印部分を適用する。（数字は提出部数を示す）

図面の大きさ 基本設計 A-1 A-2、実施設計 A-1 A-2

原図、正本には設計者名及び押印して提出すること。

本設計業務委託は電子納品対象業務です。

京都府電子納品ガイドライン（建築工事及び建築設計業務編）に基づき図面書類等を電子納品して下さい。なお、電子納品の対象範囲は下表電子納品欄のとおりです。

ガイドライン掲載ページ：<http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

(1) 基本設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築意匠》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計説明書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
	《建築構造》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本構造計画案	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計画概要書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

	《設備》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備計画概要書、仕様概要書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象

(2) 実施設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部 縮小2	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造設計図、構造仕様書	1部+縮小1	1部 縮小3	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC）	1部+CD-R	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《設備工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計図	1部+縮小1	1部 縮小2	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計計算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC）	1部+CD-R	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知書	1部+CD-R	4部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	日影図（既存建築物）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	数量算出チェックリスト及び積算数量調書チェックリスト	1部		<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(3) 基本・実施共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図（外観3枚、内観5枚、鳥瞰2枚）	1式	1部(写真)	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	模型（）	1式	1部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*
	資料、報告書類			
<input checked="" type="checkbox"/>	現地測量調査報告書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	地質調査報告書	2部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	各調査記録書（現地調査、施設調査等）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	空気中アスペクト濃度調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	建材のアスペクト含有調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	保温材のアスペクト含有調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

注 * =Excel、Word、一太郎で作成された場合、写真の場合。

縮小=縮小版（A-3判）の原図、製本を提出。（写真）=額入りとする。

図面=原図（図面ファイル入）、製本（背張り製本）。書類=正本、副本（フラットファイル綴程度）。

5. その他の特記事項

(1) 標準設計例の使用

京都府が定めた標準設計例を使用する場合は、標準設計図に準拠して設計を行い、監督職員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。

(2) 現地調査

(a) 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）（別図の範囲）

測量等の方法 専門業者による測量及び調査
 設計事務所職員等による測定及び調査

(b) 構造計画に伴う地質調査（ボーリング調査）

国土交通大臣官房官庁営繕部監修の敷地調査共通仕様書によるボーリング調査とし、延長は約10m、箇所数は9箇所とする。（10mのボーリングにより支持層が確認されない場合は監督職員と協議すること。）

標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。

（地質調査報告書 3部及び土質標本 1式提出。）

(c) 既存建築物改修・解体工事における建材及び保溫材のアバッセ含有調査

石綿の含有の可能性のある建材及び保溫材について、資料を採取し、分析調査（定性・定量調査）を行う。石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。

処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と充分協議を行うこと。

分析箇所数 総計 箇所

（設備機器、及び配管の保溫材・床タイル・石膏ボード等）

(d) 既存建築物改修・解体工事におけるPCB調査

受変電設備機器、照明器具安定器等について、調査を行うこと。
（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）

(e) 既存建築物改修・解体工事における内部備品調査

別添の調査リストを元に備品の大きさ、重さを調査する。調査リストに記載の無い備品についても調査すること。

(f) 周辺工作物（擁壁、堀等）、及び地中埋設物調査

敷地内及び敷地周辺の工作物等に関して、建築工事・解体工事等の際に損傷の恐れが無いか、及び隣接地への影響の有無を含め調査を行うこと。
損傷の恐れが有る際は、有効な仮設計画を講ずること。

(g) 電波障害調査（調整要）

新築建築物に伴う、周辺への電波障害について机上検討を行うこと。
必要と判断された場合は、障害対策の設計を行うこと。

(h) 設備機器等調査

既存建築物改修・解体とは別に撤去・処分が必要な設備機器等について、また、螢光灯ランプ、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、充分な調査を行うこと。

(3) 製図

- (a) 製図法は、JISA0150（建築製図）及びJISZ8302（製図通則）による。
- (b) 製図は「国土交通省電子納品要領」、「京都府電子納品ガイドライン（建築工事及び建築設計業務編）」に基づきCADにて作成する。
- (c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- (d) 図面枠、特記仕様書は、本府が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (e) 表紙及び図面リストを作成すること。

(4) 設計図書

- (a) 構造計算書の様式は、（一社）日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- (b) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
- (c) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ3. (2)「適用基準等」によることとし、計算にあたってはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (d) メーカーの資料については、事前に監督職員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。
メーカー等が作成した図面の提出は認めない。
- (e) 積算内訳書の作成は、別紙1による。
- (f) 単価は、月間刊行物の掲載価格（2誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積によることとし、3社以上の見積りを徴すこととし、その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。（その他別に定める積算基準によるものとする。）
なお、見積書を徴する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。
- (g) 諸資材は、“つとめて”京都府内産を使用するよう考慮すること。
- (h) 使用木材における杉、ひのきについては、京都府内産木材、京都木材規格材の採用を検討すること。

(5) 検査等

- (a) 提出した設計図書は、本府の検査に合格しなければならない。
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- (b) 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を現場に派遣し説明すること。

(6) 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の受注者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用する。
住民説明及び広報等の資料として、最終の成果品の納品に先立ち提出を求めることがある。

(7) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム[PUBDIS]）

500万円以上の業務については、PUBDISに「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、「業務カルテ仮登録（監督職員の押印済み）」を提出し確認を受け、速やかに登録を行う。

(別紙1)

『工事費積算書（内訳書）の電算入力について』

京都府教育庁管理部管理課

今回の設計業務委託のうち、工事費の積算については、数量算出書の他、内訳書については営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）内訳書数量入力システムLITEによって入力したCD-Rを提出して下さい。

RIBC 2については下記の（一財）建築コスト管理システム研究所との内訳書数量入力システム利用契約を結び、本府より供給する名称及び標準単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。

- 入力するのは内訳書（内訳明細書、別紙明細書、代価表）の各項目（名称、数量、単位、単価（参考単価）、備考欄）とします。

提出するCD-Rのフォーマット形式は、京都府電子納品ガイドラインに従い、ISO9660（レベル1）として下さい。

なお、利用契約の経費は業務委託料に含まれています。

記

* 常総積算システムRIBC2の問い合わせ先

(一財) 建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル5階

契約関係 TEI:03-3434-3290 FAX:03-3434-5476

支店関係 TEL:03-5425-2518 FAX:03-5425-2519

利用契約の経費

内訳書数量入力システムLITEの契約にあたっては、

利用料金：1ライセンス×1ヶ月@10,000円 [消費税別]が必要です。

※契約時には別途消費税が必要となります。

なお、本システム及び操作マニュアルは、（一財）建築コスト管理システム研究所のホームページからのダウンロード版となります。システムCD-R及び冊子マニュアルが必要な場合には、別途料金が必要となります。

1ネット@5,000円 「消費税別」（上記利用料金に加算されます。）

※業務委託料には含まれません。

* BIBO等の動作環境（以下のシステムを準備して下さい）

TDJ等の動作環境 Windows版の場合

Windows版の場合		RIBC 2
OS		Windows 10
		Windows 8
		Windows 8.1
		Windows 7
	NET Framework 4 のインストールが必要	
CPU	上記基本ソフトウェアの動作するIntel製もしくは互換CPU	
メモリ	64MB以上(128MB以上奨励)	
HDD	200MB以上	
プリンタ	Windows対応のプリンタ ☆	
その他	システム、及び操作マニュアルについては、ダウンロードによる配布	

☆ 一部のインクジェットプリンタ等では有効印字領域が狭いため、正常な印刷ができないことがあります。

別表 1

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

		告示15号の業務内容	適用*	備考
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 設計上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○	
実施設計等に関する業務	(5) 基本設計図書の作成		○	
	(6) 概算工事費の検討		○	
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		△	
	(1) 要求の確認	i) 建築主の要求等の確認	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の確認	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○	
	(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	△	特記仕様書は本府書式による。
		ii) 確認申請図書の作成	○	
設計意図の伝達に関する業務	(5) 概算工事費の検討		○	
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		△	
	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×		

* 本業務委託において、発注者が行う業務又は本業務に含まれない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す

施設概要

- 1 施設名称 【 京都府立向日が丘支援学校 】
- 2 敷地の場所 【 京都府長岡京市井ノ内朝日寺 地内 】
- 3 施設用途 【学校（平成21年国土交通省告示15号 別添二 第7号第1類）】

4 設計与条件

(1) 敷地の条件

- a 敷地の面積（グラウンドを含む）※施設台帳上の面積 (約28,000m²)
- b 用途地域及び地区の指定（該当する地域・地区は「○」印で示す。）

○市街化調整区域	○防火地域（法22条）
・歴史的風土保存地区	・風致地区（第種）
○長岡京市景観計画	・宅地造成工事規制区域
○埋蔵文化財包蔵地	・第2種高度地区
○長岡京市屋外広告物規則	

(2) 施設の条件

- a 施設の延べ面積・主要構造（別添「設計概要」による）

b 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----|
| 構造体 | II類 |
| 建築非構造部材 | A類 |
| 建築設備 | 乙類 |

(3) 設計与条件

設計与条件については、別添「設計概要」による。

設 計 概 要

1 設 計 概 要

(1) 設計目的

京都府立向日が丘支援学校では、竣工から 50 年経過しており、施設全体の老朽化と近年の生徒数の増加傾向や特別支援教育の方針に伴う教室不足等により、校舎の改築が必要となっている。

本業務では、向日が丘支援学校改築に係る基本・実施設計を行うものである。

(2) 業務概要

京都府立向日が丘支援学校改築に係る基本設計及び実施設計業務

(3) 施設規模

A. 学校規模

児童生徒数：約 200 人

教職員数：約 150 人

障害種別：知的障害、肢体不自由

通学方法：スクールバス（7 台）、自家用車送迎、自転車、徒歩、放課後等デイサービス（平均 20 台程度）

B. 施設規模

校舎棟：RC 造等、約 11,700 m²

必要諸室については別紙の面積表とする

体育館：RC 造等、約 1,000 m²

プール施設：25m コース × 5 レーン

体育館及び校舎棟と一体整備も考慮する

その他施設：バス車庫・自転車置き場・体育器具庫等 約 270 m²

グラウンド：グラウンド整備、防球ネット、遊具等

外構整備：植栽、舗装、駐車場、囲障等

※上記面積は想定床面積であり、計画通知上の延べ床面積ではない

(4) 施設計画

A. 全体計画・建築計画

- ・校舎、体育館等の整備に当たっては、施設概要に記載の耐震安全性の分類で設計すること。
- ・200人の児童生徒が通う特別支援学校としての必要機能、必要規模を確保すること。
- ・校舎棟は工事工期及び施工性を考慮して、1棟及び2棟等複数案で検討し、決定すること。
- ・変化のある教育活動に柔軟に対応できる、可変・融通性のある諸室計画すること。
- ・歩行者動線と車両動線の交錯を出来るだけ避け、生徒の安全確保を図ること。

- ・プールの配置については、校舎棟と一括・体育館と一括・プールのみ単体の3案を敷地及び費用等を考慮して検討し決定すること。
 - ・一定の施設開放を想定したセキュリティ対策を図ること。
 - ・ユニバーサルデザイン及びバリアフリーを考慮し、極力エレベーター台数は少なくなるよう検討すること。
 - ・生徒の特性を考慮した管理諸室、教室、特別教室、訓練室等の学びに応じたゾーニング計画とすること。
 - ・府内産木材による内装の木質化について積極的に採用すること。
 - ・長寿命、省エネルギー、省資源、自然エネルギーの活用等、環境負荷の低減について配慮すること。（屋根の遮熱等）
 - ・完成後の清掃、点検、保守等の維持管理や、材料、機器更新等の保全が効率的かつ安全に行えるよう配慮すること。
 - ・原則二足制とすること。
 - ・トイレについては、児童生徒の利用を考慮した計画とし、清掃の容易さと衛生面に十分配慮し計画すること。
 - ・設計に際しては建設コストの削減に努め、合理的な設計とすること。
 - ・正門は南面に設置すること。
 - ・既存擁壁の強度を調査し、調査報告書を提出すること。また、必要であれば改修設計を行うこと。
 - ・来客用駐車スペースを確保し、通学バスの転回及び車庫を計画すること。
 - ・災害からの安全な京都づくり条例に基づく既存施設の雨水流出係数を算出し、改築後には現在より低減させるよう、設計すること。
- また、条例に基づいた雨水のピークカット対策について複数案作成し、検討すること。
- ・150m トラック（4 レーン程度）1面分のグラウンドを計画すること。
 - ・防球ネットの設置及び遊具の設置を計画すること。

B. 設備計画

- ・空調・受変電・発電設備について、イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンス性、配置環境、改修計画等を総合的に比較検討して計画すること。
- ・水道、ガス、電気設備の配管・配線等については災害及び改修時を考慮した計画とすること。
- ・門扉は事務室からの遠隔操作により開閉出来るよう計画するとともに、監視カメラにて各門扉を監視できるようにすること。
- ・校内 LAN は全て 10 ギガベース対応とし、ICT 教育環境を計画すること。
- ・トイレについては、原則洋式とし小便器には自動洗浄装置をつけること。

(5) その他条件等

- ・敷地南西部で別紙の参考図のハッチング部を除いた約 4,000 m²程度を余剰地として確保し、長岡京市が予定している共生型福祉施設（延べ床面積約 4,500 m²）の建設地を考慮すること。なお、確保する余剰地はハッチング部と連続した敷地で検討すること。
- ・部屋及び共用部における延べ床面積の合計は棟毎に別紙の面積表以下に抑える

こと。

- ・本設計は、「京都府立向日が丘支援学校改築基本構想」を十分理解し、設計内容に反映させること。
- ・支援学校の平面レイアウト作成時には、共生型福祉施設構想・基本計画に記載の諸室一覧を元に共生型福祉施設の平面レイアウトも作成し、検討すること。
- ・平面レイアウト等の設計にあたっては、教職員及び保護者等の意見を聴取し設計内容への反映を検討すること。
- ・発注者からの要求により、学校関係者等への説明を求めることがある。
- ・敷地南面の現進入路は敷地想定には含まず、別紙参考図の配置図の内門から北面で構想を行うこと。
- ・余剰地は別紙参考図のハッチング部と連続した敷地とし、検討すること。
- ・周辺交通状況、敷地内状況、生徒等の動線を考慮し、工事関係車両の通行経路、交通誘導員の配置、仮囲い範囲等、適切な安全対策を検討するとともに工事に必要となる仮設計画図を作成すること。
- ・工事開始時には敷地南西部に建築物（高齢者福祉施設）が出来ているため、想定した仮設計画を行うこと。
- ・工事内容、施工手順を十分に検討し、詳細な工事工程表の作成を行うこと。
- ・設計に先立ち、ボーリング調査を実施し、設計に反映させること。
- ・設計に先立ち、整備地周辺の既存建築物、工作物等の位置を確認するための現地測量（レベル測量を含む）を実施すること。（専門業者ではなく設計事務所職員による測量で可とする。）
- ・設計図書は貸与する既存図面を参考に、現地調査に基づき作成すること。
- ・本業務には既存建物の解体設計は含まない。
- ・別紙の諸室面積以外に法令等により必要となる場合は監督職員に報告し協議すること。

（6）各種法令の手続き

- ・工事に当たり必要となる建築基準法に基づく計画通知等、関係する法令・条例・要綱等に基づく事前協議及び手続きをすること。
設計内容は法令遵守を徹底し、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。
- ・確認済証は業務期間内に取得すること。
- ・工事施工時及び完成時に必要となる諸官庁届け出等についての一覧を作成すること

2 その他の設計条件（共通事項）

- (1) 非構造部材について耐震施工とすること。このために天井、照明器具及び設備機器等の落下・転倒の危険性について検討すること。
- (2) 公立学校施設台帳作成摘要（文部科学省）により配置図・平面図を作成すること。
- (3) 積極的な提案を行い、監督職員の承諾を得た上で設計を行うこと。
- (4) 設計概要に記載する内容については、全て設計業務の成果品として提出することとするが、工事費の調整により発注工事内容を縮小することとなった場合は、監督職員の指示により、分割した成果品として提出すること。

	評価項目	評価内容	配点	標準地点	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
参加表明 主任技術者	事業実績	事業所の業務実績	4	3.4	3.7	3.7	3.6	3.7	3.5	3.1	3	2.1		
	業務実績	業務実績	4	3.2	4	3.2	3.2	4	1.8	3.2	3.2	1.8		
	繁忙度	業務実績	3	3	3	3	3	3	3	0.6	0.6	0.6		
	意匠	業務実績	3	2.4	3	2.4	1.8	2.4	3	1.2	2.4	2.4		
	繁忙度	業務実績	2	2	2	2	2	2	2	1.2	2	2		
	構造	業務実績	3	2.4	3	2.4	2.4	2.4	3	2.4	1.8	1.8		
	電気	雇用形態	2	2	2	2	2	2	2	2	0.4	0.4		
	機械	業務実績	1	0.8	1	0.8	0.8	0.8	0.8	1	0.8	0.8		
	府内企業	府内に本店(支店)ある所	5	1	1	1	1	1	1	1	0.2	0.2		
	1次審査小計		30	27	27.7	25.3	24.9	26.2	28.3	21.1	19.1	18.2	15.3	
技術提案系	的確性	的確性	6	4.2	5.7	4.5	4.8	4.2	3.6	3				
	全体の評価	実現性	6	4.2	5.4	4.8	4.5	4.8	3.9	3.6				
	独創性	独創性	3	2.1	2.55	2.4	2.4	2.25	2.1	1.5				
	的確性	的確性	6	4.2	5.7	4.5	5.4	4.5	3.9	3				
	提案項目①	実現性	6	4.2	5.7	4.8	5.1	4.8	3.9	3.6				
	提案項目②	独創性	3	2.1	2.55	2.1	2.25	2.25	1.95	1.5				
	提案項目③	的確性	6	4.2	5.7	4.8	5.1	3.9	3.9	3				
	実現性	実現性	6	4.2	5.1	5.4	4.8	4.5	3.9	3.3				
	独創性	独創性	3	2.1	2.55	2.55	2.4	1.95	2.1	1.5				
	業務工具計画	所の提出した段階 項目人數の合計	5	3.5	2	5	5	5	5	5				
面接点		属性×営業価値/提案価値	5	4.57	4.27	3.63	5	4	4					
2次審査小計			70	62.52	54.57	55.88	53.5	48.15	41.25					
合計			100	89.52	82.27	81.18	78.4	74.35	69.55	21.1	19.1	18.2	15.3	

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

令和2年6月19日

調達機関名	京都府教育庁管理部管理課		
案件名称	京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務		
候補者名	株式会社 内藤建築事務所	総合点	89.52

参加者名称（五十音順）

業者名称	備考
株式会社 浦辺設計	
株式会社 久米設計大阪支社	技術提案書提出要請
株式会社 佐藤総合計画関西オフィス	技術提案書提出要請
株式会社 大建設計	技術提案書提出要請
株式会社 地域計画建築研究所	
株式会社 内藤建築事務所	技術提案書提出要請
株式会社 松田平田設計大阪事務所	技術提案書提出要請
株式会社 安井建築設計事務所	技術提案書提出要請
株式会社 山田綜合設計	
シーラカンスケイアンドエイチ株式会社	

総合点 (点数順) 【満点100点】 ※技術提案書提出者分のみ	1	89.52	候補者の選定理由 特別支援学校の特性・現状を十分に理解しており、設計にあたって必要とされる知識を有している。 また、共生型社会福祉施設等との連携、施設計画について、技術者の提案能力も高く評価された。
	2	82.27	
	3	81.18	
	4	78.40	
	5	74.35	
	6	69.55	

